

うるま市児童館条例施行規則(平成17年うるま市規則第70号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市児童館条例(平成18年うるま市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請)

第2条 条例第9条第1項に規定する申請書は、児童館指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項に規定する書類に、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 定款、規約又はこれに準ずるもの
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、条例第12条第1項の規定により、指定管理者に指定されたものについて、児童館指定管理者指定通知書(様式第2号)をもって通知するものとする。

(協定の締結)

第4条 条例第13条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童館の管理の業務に関する事項
- (2) 指定期間にに関する事項
- (3) 児童館の維持管理費に関する事項
- (4) 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の取消しに関する事項
- (6) その他児童館施設の状況に応じて定めるもの

(指定管理者の指定の取消し)

第5条 市長は、条例第14条第1項の規定により指定の取消しを命じた指定管理者に、指定管理者指定取消書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第6条 条例第25条に規定する書面は、事業報告書(様式第4号)によるものとする。

(開館時間及び休館日の変更申請)

第7条 指定管理者は、開館時間及び休館日の変更があるときは、(開館時間・休館日)変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(利用の手続)

第8条 児童館を利用する者は、次に定める手続をしなければならない。

- (1) 個人で利用するときは、児童館利用者登録届(様式第6号)により登録すること。
- (2) 団体で利用するときは、児童館団体等利用許可申請書(様式第7号)を指定管理者に提出すること。

(利用の許可)

第9条 指定管理者は、児童館の利用を許可するときには、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 前条第1号の規定により登録した者に対しては、児童館利用者証(様式第8号)を交付する。
- (2) 前条第2号の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、児童館団体等利用許可証(様式第9号)を交付する。

(児童館の利用)

第10条 前条第1号の規定により児童館利用者証の交付を受けた児童が児童館を利用するときは、児童館利用者証を窓口に提示しなければならない。

2 幼児(おおむね4歳以下)の利用については、保護者同伴とする。

(利用料金)

第11条 条例第22条の規定による児童館施設の利用料金は、別表を基本とし、各児童館の状況により指定管理者が市長の承認を得て別に定めるものとする。

2 児童館施設の利用料金については、許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第12条 条例第23条の規定により、児童館利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1項に該当する者 全額免除
- (2) 条例第3条第2項に該当する者で指定管理者が特に必要と認める場合 減額又は全額免除
- (3) 国、地方公共団体等が利用する場合 減額又は全額免除

2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、条例第15条の申請時に児童館施設等利用料金減額・免除申請書(様式第10号)を指定管理者に提出し、承認を得なければならない。

(利用料金の還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により、利用料金を還付することができる特別の理由及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰すことができない事情により、利用できなかつた場合 全額

(2) 利用開始3日前までに利用の取消しがあった場合 5割

(3) その他指定管理者が特に必要と認める場合 5割又は全額

3 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、児童館施設等利用料金還付申請書(様式第11号)を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、還付を決定したときは、児童館施設等利用料金還付決定通知書(様式第12号)を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第14条 児童館の利用許可を受けた申請者が利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、児童館施設等利用変更許可申請書(様式第13号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請に対し、児童館施設等利用変更許可書(様式第14号)を申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第15条 利用者は、利用開始前に児童館を利用しないこととなつたときは、児童館施設等利用取消し申請書(様式第15号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第19条の規定により利用を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止したときは、児童館施設等利用取消し・制限・停止通知書(様式第16号)により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(施設、設備等の損傷、滅失の届出)

第16条 利用者及び指定管理者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに児童館施設・設備等損傷・滅失届出書(様式第17号)を利用者は指定管理者に、指定管理者は市長に届け出なければならない。

2 利用者は、条例第26条の規定により原状回復の措置をとつたときは、指定管理者に対しその確認を受けなければならない。

3 指定管理者は、条例第27条の規定により原状回復の措置をとつたときは、市長に対しその確認を受けなければならない。

(禁止行為)

第17条 児童館を利用するものは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、勧誘その他の商行為

(2) 施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。

(3) その他管理上必要な指示に反すること。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、児童館の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、従前のうるま市児童館条例施行規則(平成17年うるま市規則第70号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前のうるま市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前のうるま市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前のうるま市コミュニティ防災センター条例施行規則、第5条の規定による改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前のうるま市社会福祉センター条例施行規則、第7条の規定による改正前のうるま市健康福祉センター条例施行規則、第8条の規定による改正前のうるま市生活保護法施行細則、第9条の規定による改正前のうるま市中国

残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則、第10条の規定による改正前のうるま市助産の実施に係る事務取扱規則、第11条の規定による改正前のうるま市児童館条例施行規則、第12条の規定による改正前のうるま市こどもセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前のうるま市子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関する規則、第14条の規定による改正前のうるま市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額等を定める条例施行規則、第15条の規定による改正前のうるま市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第16条の規定による改正前のうるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前のうるま市老人ホーム入所措置等に関する規則、第18条の規定による改正前のうるま市伊計島老人憩いの家条例施行規則、第19条の規定による改正前のうるま市高齢者等緊急一時保護事業実施規則、第20条の規定による改正前のうるま市福祉電話設置規則、第21条の規定による改正前のうるま市高齢者紙おむつ支給事業実施規則、第22条の規定による改正前のうるま市住宅改修支援事業実施規則、第23条の規定による改正前のうるま市重度身体障害者等訪問入浴サービス事業実施規則、第24条の規定による改正前のうるま市津堅島介護保険地域密着型サービス施設条例施行規則、第25条の規定による改正前のうるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例施行規則、第26条の規定による改正前のうるま市学習等供用施設その他の施設条例施行規則、第27条の規定による改正前のうるま市農村環境改善センター等条例施行規則、第28条の規定による改正前のうるま市イモゾウムシ等防除条例施行規則、第29条の規定による改正前のうるま市荷捌施設・漁民研修施設条例施行規則、第30条の規定による改正前のうるま市水産物鮮度保持施設条例施行規則、第31条の規定による改正前のあやはし館の設置及び管理に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前のいちゅい具志川じんぶん館条例施行規則、第33条の規定による改正前の石川地域活性化センター舞天館条例施行規則、第34条の規定による改正前のうるま市立地企業の支援に関する条例施行規則、第35条の規定による改正前のうるま市IT事業支援センター条例施行規則、第36条の規定による改正前のうるま市商工業研修等施設条例施行規則、第37条の規定による改正前のうるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前のうるま市景観条例施行規則、第39条の規定による改正前のうるま市石川多目的ドームの設置及び管理に関する条例施行規則、第40条の規定による改正前のうるま市地域交流センター条例施行規則、第41条の規定による改正前のうるま市道路占用規則、第42条の規定による改正前のうるま市法定外公共物管理条例施行規則、第43条の規定による改正前のうるま市火災予防条例施行規則及び第44条の規定による改正前のうるま市危険物規制施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第11条関係)

施設名	9時～12時まで	12時～18時まで	18時～22時まで	9時～22時まで
体育施設	3,000円	6,000円	4,000円	13,000円
集会室(その他)	1,000円	2,000円	1,500円	4,000円

備考

- 1 各児童館施設の状況に応じて、上記表の定める範囲内で利用料金を定める。
- 2 上記表は、市内在住者への利用料金を定めるものとし、市外者については、別に定める。
- 3 その他上記表以外の施設、設備については、別に定める。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長

様

申請者
住 所
名称(団体名)
代表者氏名

印

児童館指定管理者指定申請書

うるま市児童館について、指定管理者の指定を受けたいので、うるま市児童館条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 施設の名称

2 添付書類

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

第
年 月 日
号

様

うるま市長

印

児童館指定管理者指定通知書

うるま市児童館条例第12条第1項の規定により、次のとおりうるま市児童館の指定管理者として指定します。

1 管理を行わせる児童館の名称及び所在地

児童館の名称 所在地

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

- (1) 条例第4条に掲げる事業遂行に関する業務
- (2) 利用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 利用の許可の取消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるものほか、施設の管理に関する業務で市長が別に定めるもの

4 その他

施設の利用料金及び管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

うるま市長

印

指定管理者指定取消し書

次のとおり、うるま市児童館条例第14条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消します。

1 施設の名称

2 取消し年月日

年 月 日

3 取消し理由

4 教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長 様

うるま市児童館指定管理者 ㊞

事業報告書

うるま市児童館条例第25条の規定により、施設の管理業務について、下記により報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- 3 施設の利用料金の徴収の実績
- 4 施設の維持管理に係る経費の收支状況
- 5 前4号に掲げるもののほか、指定管理による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長

様

うるま市児童館指定管理者



(開館時間・休館日)変更等承認申請書

下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 施設の名称

2 変更項目

3 変更内容

新

旧

4 変更理由

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

児童館利用者登録届

児童	ふりがな			性別	年齢	学校名	学年	組
	氏名			男・女	歳			
保護者	ふりがな				児童との続柄	電話		
	氏名					自宅 職場		
	住所							
同居の家族状況								
氏名	続柄	年齢	職業		摘要			
下校時(昼間)の児童の監護者の有無								
有	{父	・	母	・	その他()	・	無	
上記のとおり児童館を利用したく届け出ます。								
年 月 日								
うるま市長 様								
保護者 氏名 ㊞ 住所								
受付	年 月 日	登録番号	第 号					
届出のとおり登録する。						館長	係	
年 月 日								

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

児童館団体等利用許可申請書

年　月　日

うるま市長　　様

団体名
住所
責任者　　㊞
(電話　　　　)

次のとおり、児童館の施設を利用したいので許可してくださるよう申請します。

利　用　目　的						
利　用　施　設　(室)　名	体育室　図書室 遊戯室　その他(　　)					
利　用　日　時	年　月　日			曜日		
	午　時　分	から	午　時　分	まで		
利　用　人　員						
利用希望備品及び持込用具等						
備　考						

様式第8号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

(表)

	年　月　日
	児童館利用者証
登録番号	
児童名	
生年月日	年　月　日
住所	
電話	
保護者名	
有効期限	年　月　日
うるま市児童館指定管理者	印

(裏)

	やくそく
	<ol style="list-style-type: none">1 児童館にはいるときは、このカードを受付にだしてください。2 きたとき、帰るときは元気よくあいさつをしましょう。3 みんななかよくしましょう。4 道具は大切にあつかい、かたづけにも協力しましょう。5 図書室では、静かにしましょう。6 約束をまもって、たのしい児童館にしましょう。

この様式の規格は、横5.5cm、縦9.0cmとする。

様式第9号(第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

児童館団体等利用許可証	
許可番号第 号 年 月 日	
様	
うるま市児童館指定管理者 ㊞	
次のとおり児童館の利用を許可する。	
利 用 目 的	
利 用 施 設 (室) 名	体育室 図書室 遊戯室 その他()
利 用 日 時	年 月 日 曜日 午 時 分 から 午 時 分 まで
利 用 人 員	
利用希望備品及び持込用具等	
許可条件	
1	
2	
3	
4	

様式第10号(第12条関係)

様式第10号(第12条関係)

児童館施設等利用料金減額・免除申請書

年 月 日

うるま市児童館指定管理者 様

団体名
住所
責任者 ㊞
(電話)

下記のとおり理由を付して、児童館施設等利用料金の減額・免除をお願いしたいので、条例第23条の規定により申請します。

利 用 施 設 名					
利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日() 時から 時まで 年 月 日() 時から 時まで				
減額・免除申請の理由					
減 額 率	%				
正規の利用料金	円	減 免 額	円	減免後の利用料金	円
備 考					

様式第11号(第13条関係)

様式第11号(第13条関係)

児童館施設等利用料金還付申請書

年 月 日

うるま市児童館指定管理者 様

団体名
住所
責任者 (電話)
⑩

下記のとおり理由を付して、うるま市児童館施設等利用料金の還付をお願いしたいので、条例第24条の規定により申請します。

利 用 許 可	年 月 日	
	第 号	
利 用 施 設 名		
還 付 理 由		
既 納 の 利 用 料	納付年月日	年 月 日
	金 額	円
還 付 請 求 額	円	
備 考		

様式第12号(第13条関係)

様式第12号(第13条関係)

児童館施設等利用料金還付決定通知書

年　月　日

様

うるま市児童館指定管理者 

あなたより利用料金還付申請のありました児童館施設等利用料金の還付を次のとおり決定したので通知します。

利　用　許　可	年　月　日	
	第	号
利　用　施　設　名		
還　付　理　由		
既　納　の　利　用　料　金	納付年月日 金　額	年　月　日 円
還　付　金	円	
備　考		

様式第13号(第14条関係)

様式第13号(第14条関係)

児童館施設等利用変更許可申請書

年　月　日

うるま市児童館指定管理者 様

団体名
住所
責任者
(電話)
㊞

年　月　日付け許可番号第　　号で利用許可のありましたうるま市児童館施設等の利用を下記のとおり変更したいので申請します。

変更理由			
変更事項			
備考			
※以下は記入しないでください。			
年　月　日　許可・不許可		不許可理由	

様式第14号(第14条関係)

様式第14号(第14条関係)

児童館施設等利用変更許可書

許可番号第 号
年 月 日

様

うるま市児童館指定管理者



あなたより利用変更申請のありました児童館施設等の利用変更を下記のとおり許可します。

変更理由				
変更事項				
備考				
変更利用料金	基本利用料金	円	冷房利用料金	円
	附属設備利用料金	円	利用料金合計	円
	減額率	%	減額後の利用料金	円

様式第15号(第15条関係)

児童館施設等利用取消し申請書

年　月　日

うるま市児童館指定管理者　　様

団体名
住所
責任者　　㊞
(電話　　)

年　月　日付け許可番号第　　号で利用許可のありました児童館施設等の利用を
下記の理由により取消し願います。

利 用 施 設 名	
取 消 し 理 由	
取 消 し 事 項	
備 考	

様式第16号(第15条関係)

様式第16号(第15条関係)

児童館施設等利用取消し・制限・停止通知書

年　月　日

様

うるま市児童館指定管理者



年　月　日付け許可番号第　号により許可しましたことにつきまして、条例第
19条第1項の規定により下記のとおりうるま市児童館施設等の 利用許可の取消し
利 用 の 制 限 をしましたので
利 用 の 停 止
通知します。

利 用 の 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設 名	
取 消 し 制 限 理 由 停 止	
制 限 事 項	
備 考	

教示

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者であるを被告として)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第17号(第16条関係)

様式第17号(第16条関係)

児童館施設・設備等損傷・滅失届出書

年　月　日

うるま市長 様

申請者
名称
所在地
代表者名
申請責任者名
連絡先



下記のとおりうるま市児童館(施設・設備等)を(損傷・滅失)したので、条例第28条の規定により届け出ます。

損傷・滅失年月日	年　月　日～年　月　日
対象室名	
対象物件	
損傷・滅失の内容又は程度	
備考	